

令和6年2月16日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
10	自衛隊神奈川地方協力本部遮熱フィルム貼付役務	自衛隊神奈川地方協力本部	6.3.27	6.2.16	6.2.22 13:00	6.2.22 13:10	全省庁統一資格「役務の提供」の等級D以上	

※ ただし統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官から参加が認められた者は競争に参加できます。

4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒231-0023

住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2

契約機関名（担当）自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 船場（センバ）

電話番号：045-662-9426

メール：recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	10
-----------	----

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自衛隊神奈川地方協力本部遮熱フィルム貼付役務	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
合 計					
納入(履行)場 所	自衛隊神奈川地方協力本部	納期(履行期限)	令和6年3月27日		
契約保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

大 谷 三 穂 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕様書

- 件名
自衛隊神奈川地方協力本部遮熱フィルム貼付役務
- 場所
神奈川県横浜市中区山下町253番地2号 自衛隊神奈川地方協力本部
- 概要
遮熱フィルムの貼付（3階～8階内貼） 76.44㎡
- 一般事項
 - 本仕様書は自衛隊神奈川地方協力本部遮熱フィルム貼付役務について適用する。
 - 本工事は、本仕様書による他、以下の標準仕様書を準拠するものとする。
国土交通省大臣官房庁営繕部監修
ア 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）
イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）
 - 工事実施中の撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に準じて実施するものとする。
 - 本仕様書の内容に明示なき場合若しくは疑義が生じた場合は監督職員と協議して内容を確認する。また、技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施するものとする。
 - 役務実施場所においては、関係法令を厳守し常に整理整頓を行い、特に危険箇所については必要な措置を講じる等安全管理を徹底するものとする。
 - 本役務実施中は既存施設、設備の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において早急に原型に復旧するものとする。また、事故発生時には直ちに監督職員に報告するものとする。
 - 本役務に必要な電気及び水は請負者において持ち込むものとする。但し、本役務において電気及び水を官側から借受する場合は、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。
 - 本役務完了に際しては、役務実施場所における内外の後片づけ及び清掃を入念に実施するものとする。

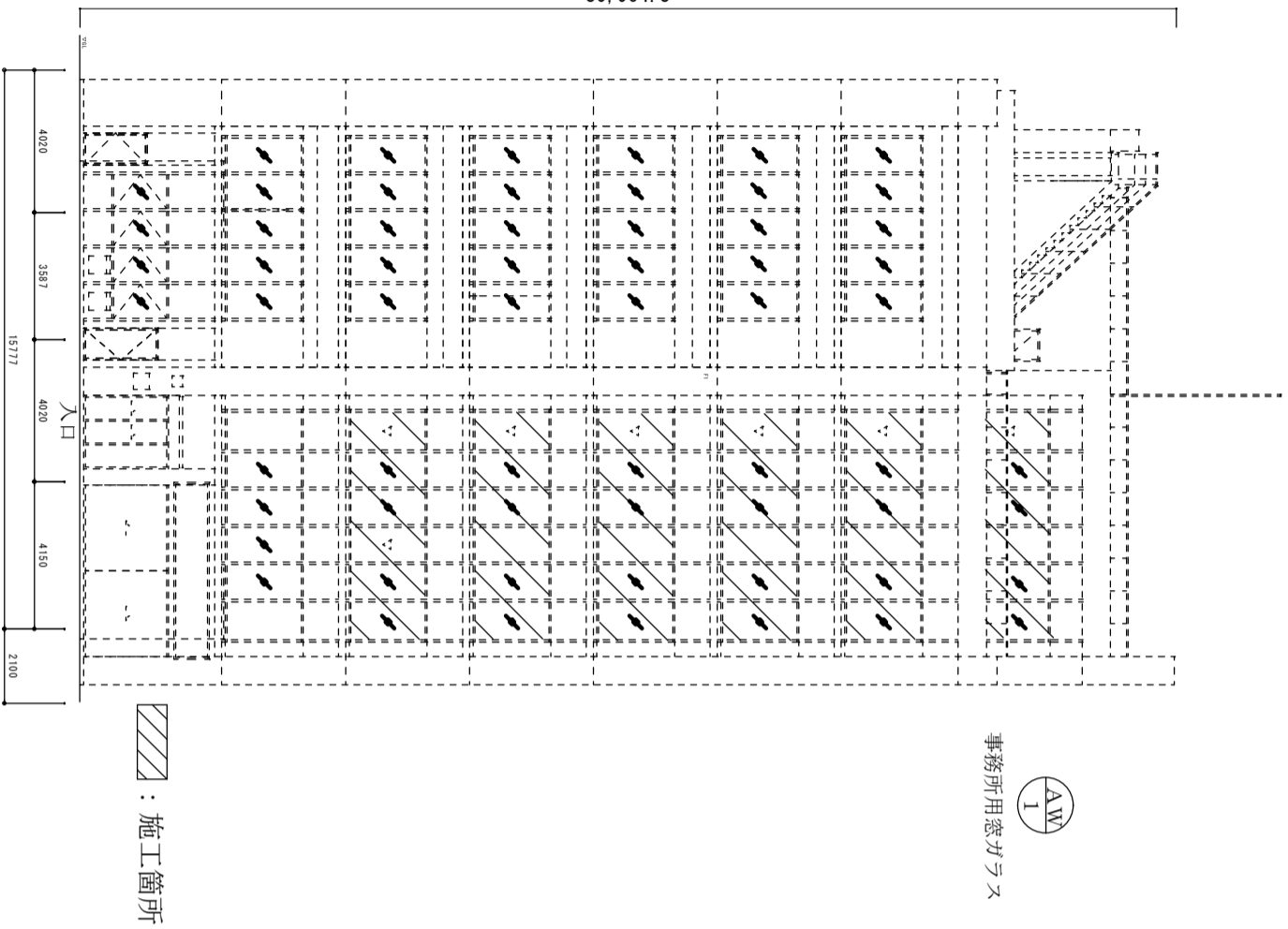
5 特記事項

- 貼付前の清掃要領
 - ガラス内外面のばい煙及びびほり等の汚れを中性洗剤等で除去し磨き上げる。
イ 磨き上げ後は窓用スクイジー等で汚水を除去する。
ウ タオル等で拭拭し、乾拭きをして仕上げる。
 - 役務実施日は、土日含む0900～1700を基準とするが、役務実施の都合上時間外での作業を行う場合は官側と協議し実施するものとする。
 - 貼付する遮熱フィルムは窓ガラス1枚に対し内貼1枚を使用するものとする。
 - 使用する遮熱フィルムについては下記材料を基準とするが変更する場合同等品以上のものを用意し官側の承認を得る。
使用材料及び数量（基準）
サンゲツ 高透明遮熱ルーセント90 GF-1101-1 19.10㎡
サンゲツ 高透明遮熱ルーセント90 GF-1101-2 46.32㎡
 - 作業開始時には、内部のアルミ手摺を一時撤去及び清掃を慣行し遮熱フィルム貼付後再取付することを基準とする。
 - 建物内部（内貼作業時）からの施工する場合は足場脚立を使用することとし、施工後気泡が入らないよう充分注意して施工するものとする。
 - 遮熱フィルムの貼り付け後については、建築基準法第126条に基づき非常用入口を設けているため別に示す消防隊進入ロープを貼り付けるものとする。

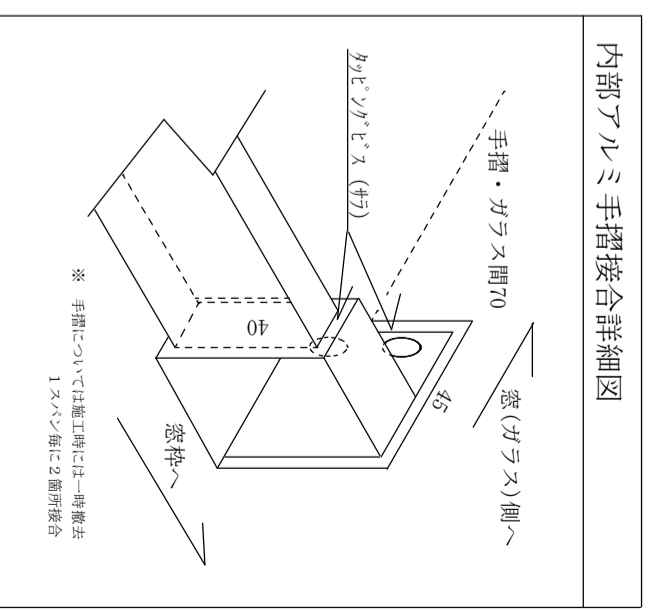
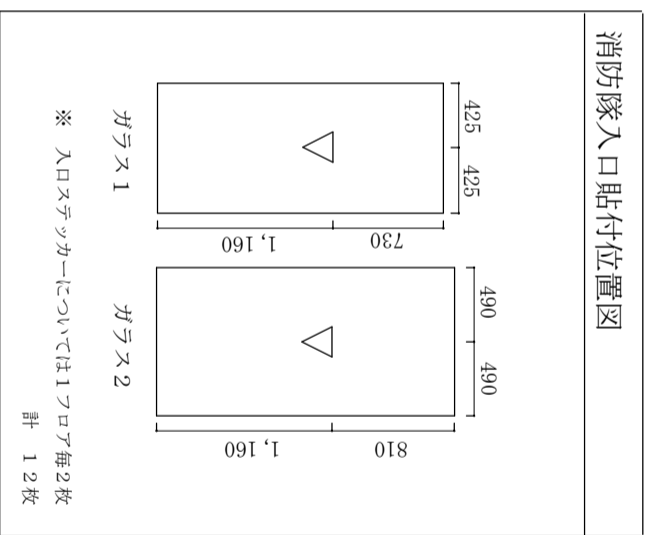
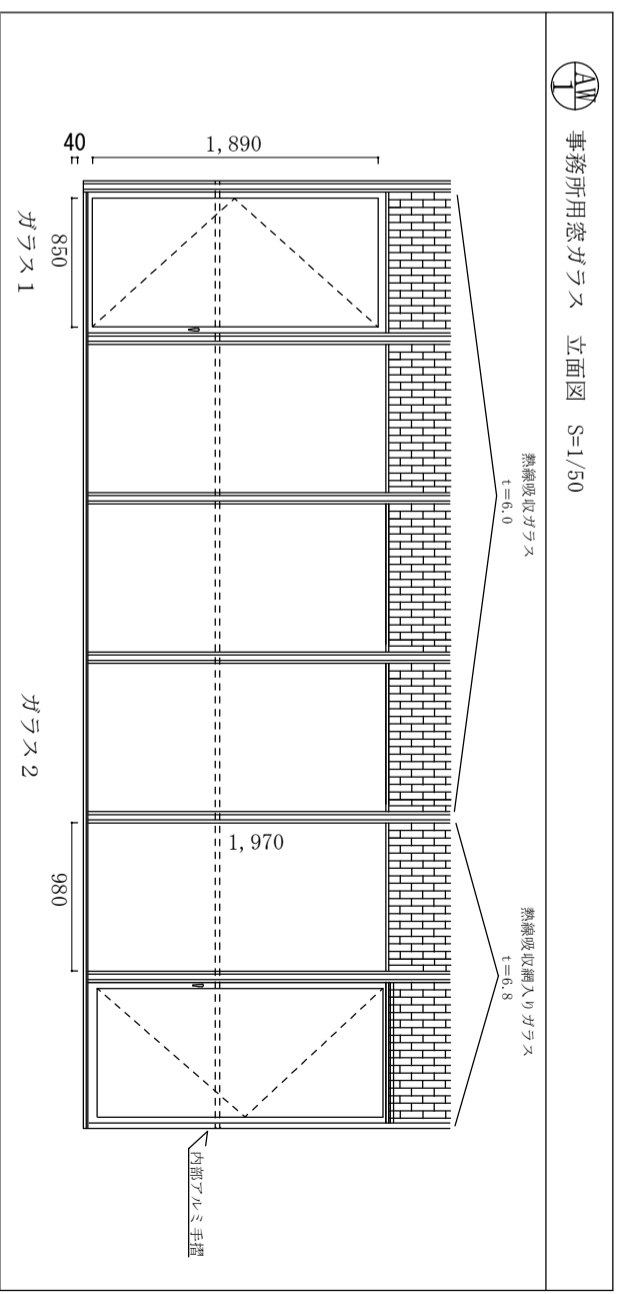
役務名称	自衛隊神奈川地方協力本部 遮熱フィルム貼付役務	図面番号	1/2
図面名称	仕様書	縮尺	図示

自衛隊神奈川地方協力本部 令和6年2月7日

30,964.3



自衛隊神奈川地方協力本部北側立面図 S=1/200



役名	自衛隊神奈川地方協力本部	図面番号	2/2
職名	遮熱フィルム貼付役務	縮尺	
図名	仕様書	図示	
自衛隊神奈川地方協力本部		令和6年2月7日	